

リフォーム減税③

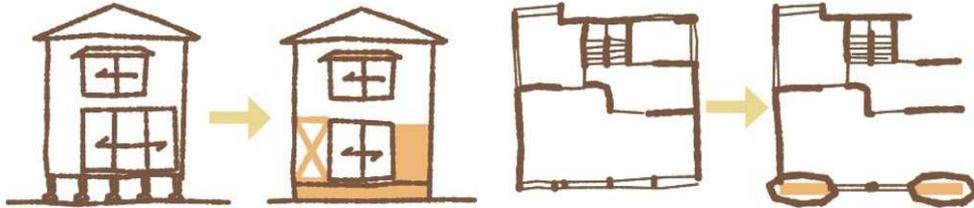
## 耐震リフォーム減税

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

..... 対象となるリフォーム工事 .....

強い壁(耐力壁)を増やす

壁をバランスよく配置する



耐震リフォーム例 ※木造軸組住宅の場合

1 木造住宅の壁の耐震改修／かべ大将(DAIKEN)



2 木造住宅の開口部の耐震改修／FRAME II (YKK AP)



### 概要

旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)により建築された住宅を、現行の耐震基準(昭和56年6月1日以降)に適合させる耐震改修工事を含む増改築等工事を行った場合、その工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額などが、その年分の所得税の額から控除できます。

#### これだけお得です

以下の控除額(アとイの合計額)が所得税から控除されます。

- (ア) 耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額(上限250万円まで):10%を控除
- (イ) 以下の①、②の合計額((ア)と合計で1,000万円まで):5%を控除
  - ①(ア)の工事に係る標準的な工事費用相当額のうち250万円を超える額
  - ②(ア)以外の一定の増改築工事等の費用に要した額((ア)と同額を限度)

#### このような方が対象です

- ▶ その者が主として居住の用に供する住宅であること。
- ▶ 住宅が昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。
- ▶ 改修前の住宅が現行の耐震基準に適合しないものであること。

対象▶2025年12月31日までの入居